

大分県報

令和元年
第一一
六月十一日

(火曜日)

目次

告示

- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………一
保安林の指定……………二
指定予定保安林(三件)……………二
公 告
契約者等の公示……………三
ふぐ処理講習会の開催……………三
落札者等の公示……………四

○告示

大分県告示第六十二号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
令和元年六月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート中津
中津市大字永添六百三
2 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ゆめマート北九州
代表取締役 松 本 淳

3 変更した事項

福岡県北九州市八幡西区中須一丁目一番七号

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

変更前 株式会社スーパード栄

代表取締役 松 島 三 秋

変更後 株式会社ゆめマート北九州

代表取締役 松 本 淳

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社スーパード栄

代表取締役 松 島 三 秋

福岡県北九州市八幡西区中須一丁目一番七号

株式会社セリア

代表取締役 河 合 映 治

岐阜県大垣市外測二丁目三十八番地

フラワーショップ中津

代表者 吉 富 満

中津市大字高瀬千二百二十九一七

変更後 株式会社ゆめマート北九州

代表取締役 松 本 淳

福岡県北九州市八幡西区中須一丁目一番七号

株式会社セリア

代表取締役 河 合 映 治

岐阜県大垣市外測二丁目三十八番地

フラワーショップ中津

代表者 吉 富 満

中津市大字高瀬千二百二十九一七

株式会社ローソン

代表取締役 竹 増 貞 信

東京都品川区大崎一丁目十一番二号

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

大分県報(告示)

令和元年六月十一日

- (1) 平成三十年五月九日（株式会社ゆめマート北九州代表者変更）
- (2) 平成三十一年三月一日（株式会社ゆめマート北九州名称変更）
- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 平成三十年五月九日（株式会社ゆめマート北九州代表者変更）
- (2) 平成三十一年三月一日（株式会社ゆめマート北九州名称変更）
- (3) 平成二十九年一月二十七日（株式会社ローソン入店）

二 届出年月日
平成三十一年四月四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年六月十一日から同年十月十一日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和元年十月十一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和元年六月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

国東市国見町伊美字下大亀四三二番、四三九番、四四一番

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

大分県報（告示）

大分県告示第六十四号

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年六月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
中津市耶馬溪町大字福土字迫一〇四番一、一一〇番、一一一番、字屋敷一四七番一
- 二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年六月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

竹田市久住町大字栢木字米尾三六一三番、三六一四番、三六一六番、三六二二番、三六九九番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年六月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字岩室字持井手二二二番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○ 公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和元年六月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

電子計算機の賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部情報政策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成三十一年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社J E C C 専務取締役 依 田 茂

五 随意契約に係る契約金額

五千七百九十七万七千五百三十二円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号。以下「条例」という。）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふく処理講習会を開催する。

令和元年六月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 講習会の受講対象者

条例第十六条第一項の規定によりふぐ処理者名簿に登録された者のうち、登録の有効期間の満了の日が令和二年五月三十一日、同年八月三十一日、同年十一月三十日及び令和三年二月二十八日までの者

二 講習会の開催期日及び場所

1 開催日時 令和元年十月七日（月曜日）午後一時から午後三時四十分まで

なお、受付時間は、午後零時十五分から午後零時五十五分までとする。

2 開催場所 大分市大字下郡四百九十六―三十八 大分県教育会館

三 講習会の受講申込みの受付期間及び場所

1 受付期間 令和元年九月二日（月曜日）から同月六日（金曜日）まで

2 受付場所

次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部

支部名	所在地
国東支部	国東市国東町安国寺七八六番地一 東部保健所国東保健部内
別府支部	別府市大字鶴見字下田井一四番地一 東部保健所内
速見支部	速見郡日出町字仁王山三五三二番地二四 日出総合庁舎内
由布支部	由布市庄内町柿原三三七番地二 中部保健所由布保健部内
臼杵支部	臼杵市大字臼杵字洲崎七二番地三四 中部保健所内
津久見市支部	津久見市港町一番二二号 津久見商工会議所内
佐伯支部	佐伯市向島一丁目四番一号 南部保健所内
豊後大野支部	豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健所内
竹田支部	竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内
日田支部	日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内
玖珠郡支部	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内
中津支部	中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内
宇佐支部	宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内

豊後高田支部 豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内
大分市支部 大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内

次のとおり落札者等について公示する。
令和元年六月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

再生P P C複写紙 A 4（年間単価契約）

予定数量 二万二千六百四十箱（一箱 二千五百枚）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成三十一年四月一日

四 落札者の氏名及び住所

大分事務器株式会社 代表取締役 安 達 茂

大分市花津留一丁目十三番三号

五 落札金額

千六百八十四・八円（一箱当たり）（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成三十一年二月十二日